

津田沼駅南口地区第一種市街地再開発事業
特定業務代行者公募のお知らせ

令和6年7月8日

■主な業務範囲

「実施設計」「監理業務」「既存建物等解体」「新築施設建築物」「公共施設等」の工事、
「保留床の処分」「事業推進支援」等

■主な応募資格

- ①国土交通省経営事項審査の建築一式及び土木一式の総合評点が1900点以上あり、2014年1月1日以降、債務免除を受けないなど経営状態が良好であること。
- ②建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ)に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。
- ③組合施行市街地再開発事業において、過去10年間(2014年以降に竣工したものに、特定業務代行者として実績を有していること。
- ④過去10年間(2014年以降に竣工したもので、延べ面積100,000㎡以上の事務所・商業・住宅・ホールのいずれか複合用途建築物の設計及び施工実績(竣工済)があること。
- ⑤客席数1,000席以上のホール又はそれを含む建築物の設計及び施工実績があること。
- ⑥再開発プランナー登録者5人以上を有すること。

■募集要項の配布(概要)

日 時：令和6年7月8日(月)～令和6年7月12日(金)

場 所：一般財団法人 都市みらい推進機構

入手方法：募集要項をご希望の方は、7月12日(金)12:00までに下記選定事務局のEメールアドレスでお申し込み下さい。郵送いたします。

※詳細は募集要項にて確認ください。

※主な応募資格のうち、①の条件を満たす企業の方のみに募集要項を配布いたします。
詳しくはお問い合わせください。

(財)都市みらい推進機構
東京都文京区関口1-23-6 プラザ江戸川橋ビル201号
TEL：03-5261-5625 担当：企画調整部 安藤 E-メール：andou@toshimirai.jp